

質問に対する回答

工事名)山形自動車道 笹谷トンネル照明設備更新工事

質問事項と回答

No.	質問内容	回答
1	<p>【設計図】 図面番号 共-13、14</p> <p>トンネル照明設備切替手順について、契約後の現場調査および監督員との協議において、本図面における切替手順に変更が生じた際はそのすべてにおいて設計変更の対象と考えてよいか。</p>	<p>特記仕様書 1-28 に記載のとおり、設計変更の対象となります。</p>
2	<p>【特記仕様書】 1-24 交通規制に関する項目</p> <p>交通規制工において天候もしくはその他の災害等でやむを得ず作業が中止となり、作業中止の判断のタイミングによっては下請負業者に対し交通規制費の補償が発生する場合があるが、補償費用の負担については監督員との協議のうえ追加変更の対象と考えてよいか。</p>	<p>規制開始後のやむを得ない中止であれば監督員と協議の上、設計変更の対象となります。ただし、待機のみ場合は設計変更の対象とはなりません。</p>
3	<p>トンネル避難誘導灯および非常電話ボックスについて銘板は設置しないものと考えてよいか。</p>	<p>「避難誘導設備標準仕様書（施仕第 18111 号）」及び「非常電話ボックス標準仕様書（施仕第 08223 号）」に記載の通り銘板は設置してください。</p>
4	<p>工事エリアにおける除雪費用は計上しないものとし、除雪が必要となった場合は別途工事との考えでよいか。</p>	<p>除雪費用は計上不要です。</p> <p>工程上、本工事で除雪が必要となることは想定していません。</p>